

くらしの110番

子どもでも簡単にできる  
後払い決済のトラブルにご注意!

後払い決済とは、商品を受取った後に、コンビニ等で代金を支払う決済方法のことです。クレジットカードを持たない人でも気軽に利用できる決済手段として消費者の関心が高いサービスです。

一方で、年齢制限を設けていない、利用条件が厳しくないなど、簡単にサービスを利用することができるため、未成年者が親権者の同意を得ず、安易に後払い決済をし、トラブルになったという相談が寄せられています。

アドバイス

- ・日頃から子どもと買い物のルールや決済の仕組み、お金の大切さについて話し合みましょう。
- ・滞納すると督促を受け、最終的に延滞金を加算されたり、次回以降利用できない場合があります。支払いに問題がおきたら放置せず、すぐに相談しましょう。
- 困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いや!泣き寝入り!)

☎人権市民相談課(東松山市消費生活センター)☎21-1414☎23-2236

節電のお願い&クールアース・デー

夏はエアコンの使用等で電気の使用量が増える季節です。

一人ひとりの心掛けが大きな効果となります。熱中症等には十分注意し、無理のない範囲で節電に取り組み、夏を楽しく快適に過ごしましょう。

夏の節電ポイント

- ・エアコンだけでなく、補助に扇風機を活用しましょう。
- ・すだれや緑のカーテンを利用しましょう(緑のカーテンについてはコンテンツも行います)。
- ・使わない部屋の電気は消し、昼間の照明は控えましょう。
- ・使わない電化製品はコンセントを抜きましょう。
- ・省エネ型家電への買い換えを進めましょう。

クールアース・デー

環境省では毎年7月7日(七夕の日)を「クールアース・デー」と定め、天の川を見ながら、家庭や職場において、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、それぞれができる地球温暖化対策の取組を推進するための日としています。

☎環境政策課☎63-5006☎23-7700

市政情報

7月の納税

☐固定資産税(第2期)・国民健康保険税(第1期)

納期限は8月1日(月)です。☐座振替の場合も、8月1日(月)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

☐夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

☎7月29日(金)、8月30日(火)午後5時15分~7時

☎場・☎収税課☎21-1409☎23-2238

7月は社会を明るくする運動の強調月間

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

☎人権市民相談課

☎21-1416☎23-2236

農薬は適正に使用しましょう

- ・農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、ほかの作物への飛散に十分注意してください。
- ・散布量は最低限にして、できるだけ、せん定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。
- ・やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者などに周知すると共に風向き等に十分注意し、事故防止に努めてください。
- ・誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、ペットボトル等の飲食物の容器は用いないでください。
- ・農薬を廃棄するときには、専門業者に処理を委託する等、各自責任を持って処分してください。
- ・農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

☎農政課☎21-1400☎23-7700

市税条例等の改正

地方税法等の改正に伴い、東松山市税条例等の改正が行われました。

商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整の特例措置

令和4年度分の商業地等における負担調整措置による課税標準額の上昇幅(評価額の5%)を、評価額の2.5%に軽減しました。

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、令和4年4月1日から3年の間に県知事の指定を受けた土地に係る課税標準額を、最初の3年度分は4分の3の額としました。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等は、現行では所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能であったものを見直し、所得税と個人住民税で一致させることになりました。令和6年度分個人住民税から適用します。

住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直し

令和4年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある人(令和7年まで入居)のうち控除の残額がある場合、翌年度分の個人住民税において所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)の範囲内で減額することにしました。

☎課税課☎21-1438☎23-2238



Focus

今月のフォーカス

このページでは、今月イチオシの情報に焦点を当ててお知らせします。

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました

5月26日(木)、社会福祉法人美しの里及び社会福祉法人一心会と「福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。福祉避難所とは、高齢者や障害者その他の要配慮者を受入れるための設備、器材などを備えた避難所施設です。今回の協定締結によって、東松山市の福祉避難所は全部で11か所となりました。



写真左から「美しの里」岡勢理事長、森田市長、「一心会」古本理事長



☎社会福祉課☎21-1455☎24-6066

入間川流域緊急治水対策プロジェクト現場見学会を開催しました

5月29日(日)、都幾川右岸(市内あずま町地先)において国土交通省荒川上流河川事務所主催、東松山市共催で入間川流域緊急治水対策プロジェクト現場見学会を開催しました。当日は、約140人の参加者が会場を訪れ、入間川流域緊急治水対策プロジェクトの説明を受けた後、堤防歩き初めやミニ重機等の体験乗車などのイベントに参加しました。



入間川流域緊急治水対策プロジェクト



☎河川課☎21-1426☎24-8857 危機管理防災課☎21-1405☎22-7799